

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告 部課	教育長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員

平成29年10月18日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

平成29年10月18日（水）午前9時30分～ 本庁舎3階特別会議室

2 出席者

生涯学習課 川上課長 三山主幹

3 件名

附属機関の見直しについて

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・社会教育法との関連は。
⇒社会教育委員と公民館運営審議会は、社会教育法では「置くことができる」となっており、必置機関ではない。
また、生涯学習推進委員会を設置することにより、個々に審議していたものを横断的に幅広い視野に立ち審議することが可能となる。
なお、各附属機関においては委員の構成、人員とも見直しを行っておりそれぞれの分野において専門的知識を有する人材を登用することにより適切な審議のできる機関とする。

・市民参加を進めているのか。
⇒各附属機関とも「市民」を加えている。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

報告書（行政経営戦略会議）

部課名（教育部生涯学習課）

1 件名

附属機関の見直しについて

2 内容

【見直しの主旨】

現在、設置されている附属機関や委員について、「形骸化し機能していないもの」、「初期の目的を達成し必要性が薄れたもの」、及び「機能の拡充を図るもの」、「今後の事業の実施に際し必要なもの」などの視点から各所管を超えて総合的かつ横断的に見直し、教育行政の推進にあたり、市民参加を考慮しながらより機能的で実効性のあるものとする。

1. 白井市生涯学習推進委員会の設置
2. 白井市スポーツ推進委員会の設置
3. 白井市放課後子どもプラン推進委員会の設置
4. 白井市青少年問題協議会の委員の構成、人員及び名称の変更
詳細については、別添資料のとおり

3 その他

社会教育委員

【担任する事務】

(1)社会教育に関する諸計画を立案すること。など

【委員の構成】

- (1)学校教育・社会教育の関係者
- (2)家庭教育向上に資する活動を行う者
- (3)学識経験者
- (4)公募による市民

【委員の定数】 8人【任期】 2年

公民館運営審議会

【担任する事務】

(1)公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議すること。など

【委員の構成】

- (1)学校教育・社会教育の関係者
- (2)家庭教育向上に資する活動を行う者
- (3)学識経験者
- (4)公募による市民

【委員の定数】 12人【任期】 2年

廃止



白井市生涯学習推進委員会

【担任する事務】

- (1)生涯学習の推進に関する諸計画の策定及び総合的な推進に関する事項について調査審議すること。
- (2)公民館における事業の企画実施に関する事項について調査審議すること。
- (3)白井市文化センター等の社会教育施設（スポーツ施設を除く。）の運営に関する事項について調査審議すること。
- (4)社会教育団体及び文化芸術団体の育成に関する事項について調査審議すること。

【委員の構成】

- (1)学識経験を有する者
- (2)学校教育及び社会教育の関係者
- (3)家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4)市民

【委員の定数】 15人以内 【任期】 3年

廃止



廃止



文化センター運営協議会

【担任する事務】

(1)文化センターの運営に関すること。など

【委員の定数】 9人以内

【任期】 2年

【委員の構成】

- (1)学識経験を有する者
- (2)文化会館運営協議会の委員
- (3)図書館協議会運営協議会の委員
- (4)郷土資料館運営協議会の委員
- (5)プラネタリウム運営協議会の委員

子ども・若者育成支援協議会

【担任する事務】

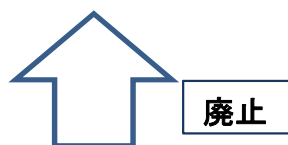
- (1) 子ども・若者の指導、育成、保護及び立ち直りに関する総合的施策の企画立案について調査審議すること。
- (2) 子ども・若者の指導、育成、保護及び立ち直りに関する総合的施策の適切な実施を図るため、関係行政機関相互の連絡調整に関する事項について調査審議すること。
- (3) いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るために必要な事項について協議すること。

【委員の構成】

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体等の代表者 ←（新規）
- (3) 教育機関の職員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市民 ←（新規）

【委員の定数】 12人以内 ←2名追加

【任期】 3年



青少年問題協議会

【担任する事務】

- (1) 青少年の指導、育成保護及び矯正に関する総合的施策の樹立について調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を図るため、関係行政機関の連絡調整を図り、また、市長及び関係行政機関に対して意見をのべること。
- (3) いじめ防止等に関係する機関及び団体の連絡を図るために必要な事項について協議すること。

【委員の構成】

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育機関の職員
- (3) 関係行政機関の職員

【委員の定数】 10人以内 【任期】 2年

白井市放課後子どもプラン推進委員会

【担任する事務】

- (1)放課後子どもプランの推進に関する諸計画の策定及び総合的な推進に関する事項について調査審議すること。
- (2)放課後子ども教室の指導者の養成及びその資質の向上に関する事項について調査審議すること。
- (3)放課後子ども教室と放課後児童クラブとの連携及び協力に関する事項について調査審議すること。
- (4)学校、地域及び関係団体等との連携並びに協力に関する事項について調査審議すること。

【委員の構成】

- (1)学識経験を有する者
- (2)公共的団体等の代表者
- (3)教育機関の職員
- (4)市民
- (5)市の職員

【委員の定数】 12人以内

【任期】 3年



廃止

放課後子どもプラン検討委員会

【担任する事務】

- (1)放課後子どもプラン事業の必要性の検討その他必要な事項関すること。

【委員の構成】

- (1)公共団体の代表者
- (2)教育機関の職員

【委員の定数】 10人以内 【任期】 2年

白井市スポーツ推進委員会

【担任する事務】

- (1) スポーツの推進に関する諸計画の策定及び総合的な推進に関する事項について調査審議すること。
- (2) スポーツ施設（社会体育施設及び学校体育施設等）及び設備の整備並びに利用に関する事項について調査審議すること。
- (3) スポーツ指導者の養成及びその資質の向上に関する事項について調査審議すること。
- (4) スポーツの普及及びスポーツ団体の育成に関する事項について調査審議すること。
- (5) スポーツの推進に関する事項について、必要に応じ、市長及び教育委員会に意見を述べること。

【委員の構成】

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 教育機関の職員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市民

【委員の定数】 13人以内 【任期】 3年



廃止

学校体育施設開放運営委員会

【担任する事務】

- (1) 学校開放事業（市立学校の体育施設及び設備を児童、生徒及び一般市の利用のために利用に供する事業をいう。）の運営その他必要な事項について調査審議すること。

【委員の構成】

- (1) スポーツ推進委員
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 教育機関の職員

【委員の定数】 18人以内 【任期】 2年